

岩手県告示第182号

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第66条第2項の規定に基づき、次のとおり災害を指定し、同条第1項第1号に規定する期間を延長する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

災 害	延長後の期間満了年月日
平成28年8月30日に久慈市の区域において発生した平成28年台風第10号による災害	令和6年3月31日
平成28年8月30日に下閉伊郡岩泉町の区域において発生した平成28年台風第10号による災害	令和9年3月31日